

8 計画の進捗管理及び管理体制

(1) 評価指標の設定

本計画に位置付けた各方向性に対する評価指標を下記に整理し、各指標について、毎年、協議会において、実績データ等を用いて達成状況を評価し、進捗状況を管理していきます。

1) 本計画の評価指標及び目標値

	評価指標	現状値	目標値	目標値の測定方法	対応する 施策番号
標準指標	指標Ⅰ 広域交通※ ¹ 及び 生活圏交通※ ² の利用者数	1,135 千人 (R3年度)	1,135 千人以上 (R9年度)	広域交通及び生活圏交通の運行事業者からの提供データによる確認 (毎年6月頃に前年度の輸送人員データを収集)	①②③
標準指標	指標Ⅱ 広域交通及び生活圏交通の平均収支率	46.52% (R3年度)	46.52% 以上 (R9年度)	広域交通及び生活圏交通の運行事業者からの提供データによる確認 (毎年6月頃に前年度の収支率データを収集)	①
標準指標	指標Ⅲ 広域交通及び生活圏交通への公的資金投入額	248,750 千円/年度 (R3年度)	248,750 千円/年度 以下 (R9年度)	広域交通及び生活圏交通の運行事業者からの提供データによる確認 (毎年6月頃に前年度の公的資金投入額データを収集)	①
推奨指標	指標Ⅳ 地域間幹線系統に接続している地域内フィーダー系統の便数※ ³	109 便 (R3年度)	109 便 (R9年度)	生活圏交通の運行事業者からの提供データによる確認 (毎年6月頃に前年度の運行状況データを収集)	①

※1：広域交通とは、本地域内を運行する地域間幹線系統を指す

※2：生活圏交通とは本計画でフィーダー交通として位置付けている生活圏交通を指す

※3：本計画に位置付ける補助対象の定時定路線型のフィーダー系統の便数を対象とする

2) 評価指標及び目標値の設定理由

人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により厳しい状況が続いている中で、広域交通及び生活圏交通の持続性を確保していくため、利用者数の増加及び収支率の改善を目指すとともに、路線の維持・確保を目的とした公的資金の投入額が増加に転じないように、各種施策に取り組んでいきます。

また、本計画では、地域内フィーダー系統補助を受けている生活圏交通についても整理しているため、利用者数や公的資金投入額などの目標値に加え、地域内フィーダー系統が、地域間幹線系統に確実に接続されていることの検証を目的に、推奨指標を設定し、現状の接続便数の維持に向け、各種施策に取り組んでいきます。

3) 目標値設定の考え方

①人口推計について

本地域の令和4（2022）年から令和9（2027）年の人口は、国勢調査及び将来人口推計（社会保障・人口問題研究所（H30 推計））を用いて推計したところ、9.9%の減少が見込まれます。

表 8-1 人口推計

区分	令和4（2022）年	令和9（2027）年	減少率
人口推計	94,802人	85,376人	△9.9%

②令和4（2022）年度見込値について

令和4（2022）年度における広域交通及び生活圏交通の利用者数及び平均収支率については、本地域において運行されている広域交通及び生活圏交通を運行する事業者からの提供データにより確認しています。

表 8-2 令和4（2022）年度見込値

指標	令和4（2022）年度推計値
I 広域交通及び生活圏交通の利用者数	1,064,206人
II 広域交通及び生活圏交通の平均収支率	41.46%
III 広域交通及び生活圏交通への公的資金投入額	※

※公的資金投入額については、令和4年度の補助額が確定し次第、推計

③令和9（2027）年度推計値について

上記①で推計した人口に連動して広域交通及び生活圏交通の利用者数も減ると想定し、上記②の令和4（2022）年度見込値と令和9（2027）年度推計値を比較すると、利用者数は105,812人、収支率は約4%の減少が見込まれます。

表 8-3 令和9（2027）年度推計値

指標	令和9（2027）年度推計値
I 広域交通及び生活圏交通の利用者数	958,394人
II 広域交通及び生活圏交通の平均収支率	37.34%

④目標値の設定について

指標I及び指標IIについては、上記③のとおり利用者数及び平均収支率は令和9（2027）年度には減少すること、また、令和4（2022）年度見込値が令和3（2021）年度実績よりも減少することが見込まれますが、本計画に位置付けた取組を推進することにより、令和3（2021）年度実績値を維持することを目指します。

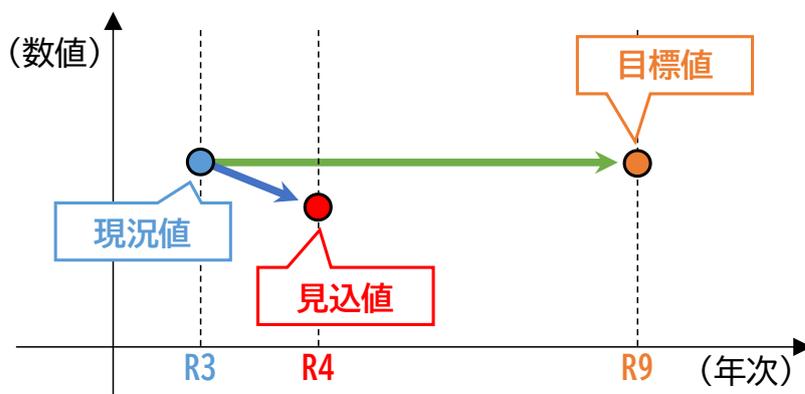


図6-1 目標値設定のイメージ

(2) 計画の進捗管理体制

施策を継続的に展開していくにあたっては、前項で示した評価指標及び数値目標に基づき、定期的なモニタリングを通じて、施策の実施効果や変化する社会情勢との適合性等を検証・評価し、適宜・適切に計画の見直しを行うことが重要です。

これら目標の評価にあたっては、本計画の策定で協議を行ってきた、「中空知地域公共交通活性化協議会」で行うこととし、PDCAサイクルにより評価・検証を行います。また、継続的に評価・検証を行うため、今後の協議会開催スケジュールに基づき、実施します。

加えて、本計画の目標を実現するにあたっては、各市町や交通事業者のみならず、各種団体などを含めた地域住民の理解と参加、協力が不可欠であり、地域の一人一人が主体的に考えて取り組むことが重要です。そのため、各関係者の役割を明確にし、それぞれが主体的に取り組むことで、本地域における持続可能な交通ネットワークを構築します。

表 8-4 中空知地域公共交通活性化協議会 構成委員

区分	組織名	区分	組織名	
北海道運輸局	札幌運輸支局	労働組合	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会	
中空知自治体	芦別市	道路管理者	北海道開発局札幌開発建設部 滝川道路事務所	
	赤平市		空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所	
	滝川市	警察	北海道警察本部	
	砂川市	民間団体	滝川商工会議所	
	歌志内市		芦別市社会福祉協議会	
	奈井江町		上砂川商工会議所	
	上砂川町		浦臼町社会福祉協議会	
		浦臼町	北海道	空知総合振興局
		雨竜町	オブザーバー	美唄市
公共交通事業者等	北海道旅客鉄道株式会社		深川市	
	北海道中央バス株式会社		新十津川町	
	空知中央バス株式会社		北竜町	
	株式会社美唄自動車学校			
	空知地区ハイヤー協会			

表 8-5 構成委員等に求められる役割

関係者	役割	内容
地域住民	積極的な利用等	公共交通の積極的な利用、公共交通利用促進策の活用、公共交通に対する改善策等の積極的な要望等
交通事業者	安全な運行等	公共交通の安全な運行、運行実績等のモニタリングの協力、利用促進策の積極的な実施等
国 空知総合振興局 中空知自治体	施策の検討・実施等	地域のニーズ把握、各種交通施策の実施、資金の調達、利用促進策の積極的な実施等

(3) 評価・検証に向けたPDCAサイクルの構築

計画の推進にあたっては、計画期間（5年間）における施策実施状況や目標達成状況の評価・検証を行う「大きなPDCAサイクル」と、毎年のモニタリングを中心とした「小さなPDCAサイクル」を組み合わせることで、計画の達成に向けた継続的な改善を推進します。

「小さなPDCAサイクル」では、施策の目標値に対する実績の評価・検証を基に、施策の実施内容の改善・見直しを毎年行い、「大きなPDCAサイクル」では、施策に係る評価・検証を基に、必要に応じて計画全体の見直しを行います。

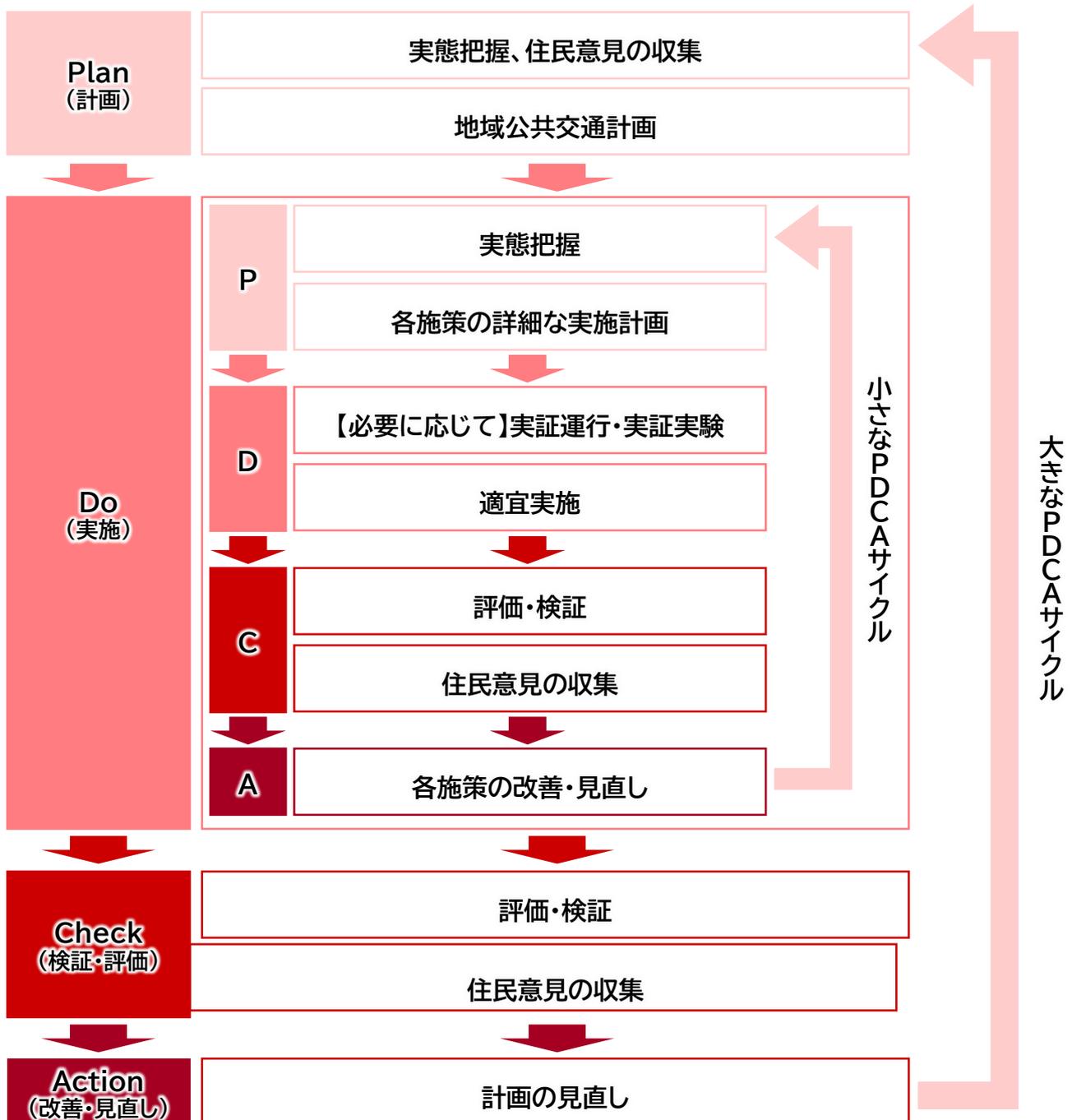


図 8-1 PDCAサイクルによる評価・検証

(4) 今後の協議会の開催スケジュール（案）

適切な施策実施及び計画推進に向けた継続的なP D C Aサイクルを行うため、以下のスケジュールで「中空知地域公共交通活性化協議会」を開催します。

なお、毎年の施策の評価・検証結果により、施策の改善や見直しが必要になった場合は、以下のスケジュールとは別に協議会を開催し協議を行うなど、柔軟な対応を行います。

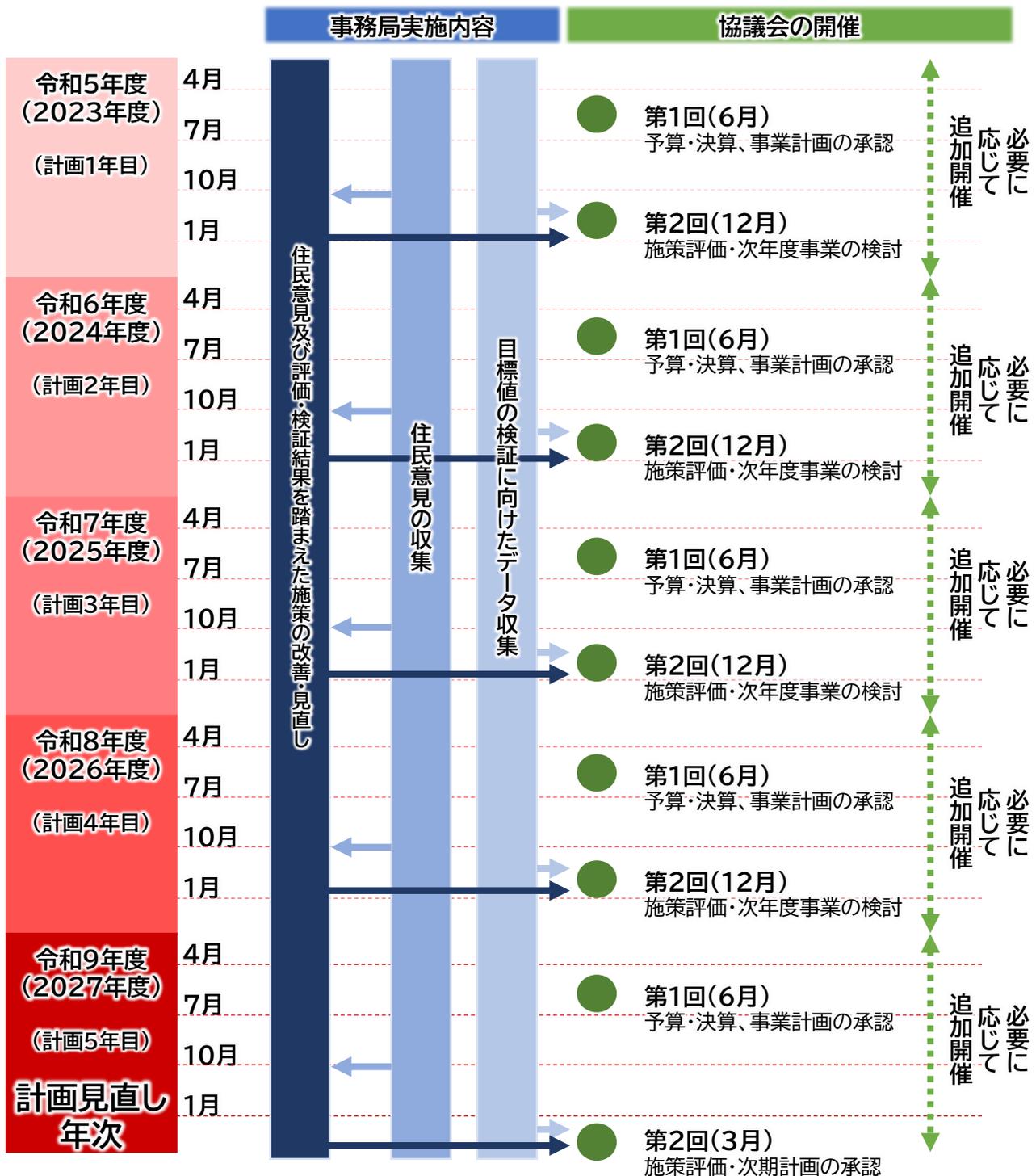


図 8-2 計画推進期間の協議会開催スケジュール（案）

付属資料

1 中空知地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、中空知地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき地域における需要に応じた地域の住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便性の増進を図るよう、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等について協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1)地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- (2)地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する協議
- (3)地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様、運賃又は料金等の協議
- (4)有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議
- (5)前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる職にある委員をもって組織する。

2 委員の報償費及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

3 前条各号に掲げる事業の実施に当たり、関係者その他専門的な知識を有する者から意見の聴取を行うため、協議会に別表のオブザーバーを置く。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)監事 2名

2 会長は、北海道空知総合振興局地域創生部長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充て、任期は2年とする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。

- (1)協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
- (2)地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
- (3)事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- (4)予算の決定及び決算の承認に関する事項
- (5)協議会の解散に関する事項
- (6)その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項

4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。

5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
 - 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあつては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
 - 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
 - 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると議長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
 - 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
 - 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1(同項第5号に掲げる事項にあつては、委員の総数の4分の3)以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があつたものとみなす。
 - 12 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(専門部会)
- 第7条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。
(協議結果の尊重義務)
- 第8条 委員は、協議会において協議が調つた事項について、その協議の結果を尊重しなければならない。
(守秘義務)
- 第9条 委員並びに第6条第10項の規定により総会に出席した者及び第7条に規定する専門部会に出席した者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。第4条第3項の規定により置かれたオブザーバーも、同様とする。
(事務局)
- 第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課に置く。
 - 3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
 - 4 事務局長は、北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課長をもって充てる。
 - 5 事務局次長その他必要な職員は、会長が指名する者をもって充てる。
 - 6 事務局は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 総会等の運営に関する業務
 - (2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務
 - (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な業務
- 7 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(財務)
- 第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(解散の場合の措置)
- 第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、当該解散の日をもって打ち切り、会長であつた

者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。

2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。

(剰余金等の処理)

第13条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第14条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和4年4月20日から施行する。

この規約は、令和5年5月12日から施行する。

別表（第4条関係）

[委員]

	所属	職名	備考
北海道運輸局	札幌運輸支局	首席運輸企画専門官	
市町	芦別市	総務部企画政策課主幹	
	赤平市	企画課長	副会長
	滝川市	総務部企画課長	
	砂川市	市民部市民生活課長	
	歌志内市	企画財政課長	
	奈井江町	総務課参事	
	上砂川町	企画課長	
	浦臼町	総務課長	
	雨竜町	総務課長	
公共交通事業者等	北海道旅客鉄道株式会社	地域交通改革部長	
	北海道中央バス株式会社	バス事業部執行役員バス事業部長	
	空知中央バス株式会社	代表取締役社長	
	株式会社美唄自動車学校	代表取締役社長	
	空知地区ハイヤー協会	副会長	
労働組合	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会	副議長	
道路管理者	北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所	副所長	
	北海道空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所	出張所長	
警察	北海道警察本部	交通部交通規制課長	
民間団体	滝川商工会議所	専務理事	監事
	芦別市社会福祉協議会	事務局長	監事
	上砂川商工会議所	専務理事	
	浦臼町社会福祉協議会	事務局長	
北海道	空知総合振興局	地域創生部長	

[オブザーバー]

市町	深川市	
	美唄市	
	新十津川町	
	北竜町	

[事務局]

空知総合振興局	地域創生部地域政策課
---------	------------

2 中空知地域公共交通活性化協議会の開催経緯

年 月 日	開催内容
令和4年4月20日	第1回協議会 ・規約・事業計画・収支予算書の審議 ほか
7月29日	第2回協議会 ・計画策定支援委託業務契約、スケジュールの審議 ほか 第1回専門部会 ・公共交通利用実態調査、住民アンケート調査の審議 ほか
令和5年1月26日	第2回専門部会（滝芦線、歌志内線部会） ・各種調査結果、計画素案の審議 ほか
令和5年1月27日	第2回専門部会（市町内交通、美唄・奈井江線、滝川市内線・滝深線部会） ・各種調査結果、計画素案の審議 ほか